

福岡市タクシー協会 定例会 次第

令和6年12月9日(月) 12:30~
タクシーア会館 2階会議室

○出席者 正副会長 (5名/5名)、理事 (16名/18名)、
監事 (2名/3名)、協会 (4名)

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

- (1) 行事予定
- (2) その他

4. 報 告

- (1) 各専門委員会等
 - ①各専門委員会
 - ②各地区公共交通会議
 - ③その他
- (2) タクシーをとりまく情勢
 - ①年末年始事故防止活動の実施について 他
 - ②福岡県における白タク行為に係る対策会議
 - ③令和7年度 UD 研修予定
 - ④運転者数交付状況 (福岡登録センターデータ)
 - ⑤登録センタ一年末年始の業務
 - ⑥その他
- (3) 夜間における中洲地区の違反状況
- (4) ドーム「タクシー乗り場」の違反状況
- (5) その他

5. その 他

6. 閉 会

2024年 12月

行事予定表

(一社)福岡市タクシー協会

日	曜	摘要	日	曜	摘要
1	日	第69回ハイヤー・タクシ一年末年始事故防止活動 ～1月31日(水)	16	月	
2	月	第3回福岡マラソン実行委員会	17	火	1日目 「地域に合った移動の仕組みづくり」シンポジウム(九州運輸局) 古川国土交通副大臣視察(福岡交通)
3	火	1日目	18	水	2日目 NASVA 運行管理者基礎講習～20日 (県トラック総合会館)
4	水	2日目	19	木	
5	木		20	金	第8回 福岡県における白タク行為に係る対策会議 (福岡合同庁舎 新館7F)
6	金		21	土	
7	土		22	日	井上貴博政経文化セミナー(正副会長) (H日航 11時～)
8	日		23	月	新宮町地域公共交通会議 10時～ 役場
9	月	正副会長11:00～ 定例会12:30～	24	火	1日目 福岡交通懇和会 年末行政懇談会17:00～八仙閣 福岡市地域公共交通会議 15:00～エルガーラ
10	火	1日目 年末年始輸送安全総点検～1月10日	25	水	2日目
11	水	2日目 年末の交通安全県民運動～31日	26	木	
12	木		27	金	仕事納め
13	金		28	土	
14	土		29	日	
15	日		30	月	
		令和7年5月9日 福岡市タクシー協会 総会 八仙閣	31	火	

2025年 1月

行事予定表

(一社)福岡市タクシー協会

日	曜	摘要	日	曜	摘要
1	水		16	木	
2	木		17	金	
3	金		18	土	
4	土		19	日	
5	日		20	月	
6	月	仕事始め 陸運関係 新年賀詞交歓会 11時 ソラリア 西鉄新年祝賀会 西鉄グランドH 17時	21	火	1日目
7	火	1日目	22	水	2日目
8	水	2日目	23	木	9-17時 UD研修(2F) 全タク連 正副会長会議・常任理事会・ 新年賀詞交歓会 経団連会館
9	木	正副会長11:00～ 定例会12:30～ 整備管理者選任前研修 なみきホール(予定)	24	金	
10	金		25	土	
11	土		26	日	
12	日		27	月	
13	月		28	火	1日目 【未】講演会(市タク主催)17時～
14	火	1日目	29	水	2日目
15	水	2日目 事故対策機構 運行管理者基礎講習 福岡商工会議所(～17日)	30	木	
			31	金	

2025年 2月

行事予定表

(一社)福岡市タクシー協会

日	曜	摘要	日	曜	摘要
1	土		16	日	
2	日		17	月	
3	月		18	火	1日目 大野城市公共交通会議 10時 市役所
4	火	1日目	19	水	2日目
5	水	2日目	20	木	
6	木	事故対策機構 運行管理者試験対策講座 9:30～春日市ふれあい文化センター	21	金	
7	金	正副会長11:00～ 定例会12:30～	22	土	
8	土		23	日	
9	日		24	月	
10	月		25	火	1日目
11	火		26	水	2日目
12	水	1日目	27	木	9-17時 UD研修(2F)
13	木	2日目	28	金	
14	金				
15	土				

2025年 3月

行事予定表

(一社)福岡市タクシー協会

日	曜	摘要	日	曜	摘要
1	土		16	日	
2	日		17	月	
3	月		18	火	1日目
4	火	1日目 全タク連 総務委員会 自動車会館	19	水	2日目 (県)合同委員会 11:00~八仙閣
5	水	2日目	20	木	
6	木		21	金	
7	金		22	土	
8	土		23	日	
9	日		24	月	
10	月		25	火	1日目
11	火	1日目	26	水	2日目
12	水	2日目 全タク連 正副会長会議・理事会 自動車会館	27	木	
13	木		28	金	全タク連 交通安全委員会 自動車会館
14	金		29	土	
15	土		30	日	
			31	月	

福県タ協発第38号
令和6年11月19日

会員各位

一般社団法人福岡県タクシー協会

会長 田中亮一郎
担当副会長 安川哲史
指導委員長 副田直一郎

令和6年度第69回

ハイヤー・タクシ一年末年始事故防止活動の実施について

標記について、令和6年度第69回ハイヤー・タクシ一年末年始事故防止活動に関する実施要綱を別添のとおり定め、令和6年12月1日（日）から令和7年1月31日（金）まで事故防止活動を実施します。

私たちタクシー事業者において、旅客輸送における安全確保は公共交通機関として最大の責務であり、人流・物流が集中する年末年始においては、安全対策について徹底した取り組みを実施しなければなりません。

つきましては、本活動の趣旨を踏まえ、タクシー事業における更なる安全の確保に万全を期するようお願いします。

令和6年度第69回ハイヤー・タクシ一年末年始事故防止活動実施要綱

一般社団法人福岡県タクシー協会
令和6年11月19日

1. 目的

当協会では、これまでも関係者が一体となって、旅客輸送における安全確保及び交通安全諸施策を積極的に推進しているところである。

これを踏まえて、年末年始にかけては人流・物流が活発になることが予想されることから、会員事業所及び乗務員に対する交通安全に対する意識を高め、加えて、表彰基準を定めて表彰を行うことにより、更なる交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2. 期間

令和6年12月1日（日）から令和7年1月31日（金）まで

3. 後援

福岡県警察

九州運輸局福岡運輸支局

交通事故をなくす福岡県県民運動本部

一般財団法人福岡県交通安全協会

4. 活動項目

- (1) 交通安全対策推進体制の構築状況
- (2) 乗務員に対する交通安全教育の実施状況
- (3) 運行管理の実施状況
- (4) 車両管理の実施状況
- (5) 広報啓発活動の実施状況
- (6) その他の取り組み

5. 実施要領

各事業所は、期間中に取り組んだ「4. 活動項目」に沿った事故防止活動内容のほか、事業所独自に実施した内容などを記載した「令和6年度第69回ハイヤー・タクシ一年末年始交通事故防止活動結果報告書（別紙1）及び説明資料（別紙2）」（以下、「報告書」という。）を、令和7年2月19日（水）までに各地区協会に提出する。

6. 表彰

表彰の審査は、報告書に点数を付す「加点方式」で行う。

表彰の範囲は、一般社団法人福岡県タクシー協会会員（介護専従事業所を除く）とする。

(1) 表彰の区分及び種類

表彰は、関係機関・団体の後援を得て行い、表彰の区分及び種類は次のとおりとする。

①無事故事業所表彰の部

ア. 最優秀事業所表彰（各地区ごとに表彰する）

・福岡県警察本部長賞

イ. 優秀事業所表彰（各地区ごとに表彰する）

・福岡県警察本部交通部長賞

・九州運輸局福岡運輸支局長賞

・交通事故をなくす福岡県県民運動本部長賞

・一般財団法人福岡県交通安全協会長賞

ウ. 優良事業所表彰

・警察署長賞（上記ア及びイを除く事業所）

②施策優秀事業所表彰の部

・福岡県警察本部交通部長賞

③一般社団法人福岡県タクシー協会長表彰

①の受賞事業所に対しては、一般社団法人福岡県タクシー協会長賞を授与する。

(2) 表彰の基準

①無事故事業所表彰の部

表彰の区分	基 準 得 点
最優秀事業所表彰	100点以上
優秀事業所表彰	90点以上
優良事業所表彰	80点以上

※事故防止活動期間中において、第1当事者になった事故が無いこと。

②施策優秀事業所表彰の部

表彰の区分	基 準 得 点
施策優秀事業所表彰	120点以上

※事故防止活動期間中において、第1当事者になった事故が1件以内。

(3) 表彰の時期及び方法

表彰は、原則、毎年開催される通常総会において、表彰状を授与する。

(4) 表彰の手続き等

①各地区協会の措置（予備審査）

各地区協会は、各事業所から提出された報告書をもとに「表彰審査表（別紙3）」により予備審査を行い、表彰基準を満たしている事業所を選出し、「事業所表彰推薦名簿（別紙4）」により表彰の区分及び種類ごとに、県指導委員会へ令和7年3月5日（水）までに推薦する。

②県指導委員会及び審査委員会の措置

県指導委員会は、各地区協会から提出された表彰推薦事業所について、表彰の区分ごとに基準得点を満たしていること及び施策が特に優秀であることを確認し、審査委員会の審査に委ねる。

審査委員会は、審査を行い各地区協会別に表彰事業所を決定し、事務局に対して表彰にかかる手続きを行うよう指示する。

7. 審査委員会

審査委員会の構成は、以下のとおりとする。

- ・委員長 一般社団法人福岡県タクシー協会 会長
- ・副委員長 一般社団法人福岡県タクシー協会 指導担当副会長
- ・委員 福岡県警察本部交通部 交通企画課長
 - 同 福岡県警察本部交通部 交通企画課管理官
 - 同 各警察署 副署長
 - 同 九州運輸局福岡運輸支局 首席運輸企画専門官
 - 同 九州運輸局福岡運輸支局 首席陸運技術専門官
 - 同 交通事故をなくす福岡県県民運動本部 事務局長
 - 同 一般財団法人福岡県交通安全協会 安全部長
 - 同 一般社団法人福岡県タクシー協会 指導委員長
 - 及び各地区協会指導委員長

なお、審査委員会は、令和7年4月に開催の予定とする。

8. その他

「6. (2) 表彰の基準」を満たし、各地区協会から推薦された事業所であっても、次の事項に該当する場合は表彰しないことがある。

年間を通じて、

- (1) 交通死亡事故を起こした場合
- (2) 社会的に重大な事件・事故を起こした場合
- (3) 自動車事故報告規則に基づく事故報告書の提出を怠った場合
- (4) その他、審査委員会において表彰することが適当でないと認めた場合
- (5) 活動期間終了後、表彰の日までに上記(1)～(4)に該当した場合

また、表彰後1年以内に上記に該当することが明らかになった場合、表彰状を返却させることができる。

(別紙 1)

令和6年度（第69回）
ハイヤー・タクシ一年末年始交通事故防止活動結果報告書

会社名 _____

項目	概要
活動実績	1. 交通安全対策推進体制の構築状況 ※ 説明資料 のとおり 2. 乗務員に対する交通安全教育の実施状況 ※ 説明資料 のとおり 3. 運行管理の実施状況 ※ 説明資料 のとおり 4. 車両管理の実施状況 ※ 説明資料 のとおり 5. 広報啓発活動の実施状況 ※ 説明資料 のとおり 6. その他の取り組み ※ 説明資料 のとおり
交通事故の発生状況	年末年始の期間中(12月1日～1月31日) 発生件数 件 傷者 人・死者 人
備考	

(別紙2)

() 説明資料

活動の状況

備考

※活動の状況欄は、写真や資料を添付するなどして記入して下さい。

※備考欄は、その他参考になることがあれば記入して下さい。

年末年始の輸送等

安全総点検

令和
6年

12月10日(火)～

令和
7年

1月10日(金)

重点点検事項

- 安全管理の実施状況
- 災害時等の通報・連絡・指示体制
- テロ対策
- 感染症対策

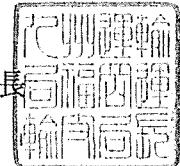


国土交通省

九運福本第1930号の4
令和6年1月14日

一般社団法人福岡県タクシー協会長 殿

九州運輸局福岡運輸支局長



令和6年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、国土交通行政に対しましては特段のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省におきましては、年末年始の繁忙期にあたり、輸送に関する事故を未然に防止するため安全総点検を実施しております。

本年度も別添のとおり福岡運輸支局において実施計画及び実施細目を定め、令和6年12月10日(火)から令和7年1月10日(金)まで実施することとしています。

実施にあたりましては、貴傘下会員に対し本総点検の主旨を周知徹底いただきますとともに、実施計画及び実施細目に基づく点検項目の確実な実施のご指導方よろしくお願いします。

また、安全総点検の実施結果につきましては、令和7年1月23日(木)までに当支局整備部門(qst-fukuoka_seibi@ki.mlit.go.jp)へご報告お願いします。

(添付書類)

- ・令和6年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画
- ・自主点検表 ハイタク 様式1-2
- ・安全総点検の実施結果 様式3
- ・令和6年度 年末年始の輸送安全総点検実施細目(自動車交通関係)

令和6年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画

令和6年11月14日
九州運輸局福岡運輸支局

「令和6年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱」（九州運輸局）（以下「実施要綱」という。）に基づき、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始に臨み、各自動車運送事業者等について、自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送安全等に対する意識の高揚を図るため、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施するものとする。

軽井沢スキーバス事故や大型トラックの車輪脱落事故、減少傾向にあるものの未だ根絶に至っていない飲酒運転事故、健康起因による事故など、これまでに発生した事故を踏まえ、各種安全対策を引き続き着実に推進する必要がある。

本年1月、羽田空港において、日本航空機と海上保安庁機が衝突する事故を受けて、本年6月に中間とりまとめが行われた。また、令和4年4月に発生した知床遊覧船事故を受けて、「旅客船の総合的な安全・安心対策」が取りまとめられた。自動車交通においても旅客輸送に関する事故は人命に直結するという認識の下、自動車運送事業者においては安全対策を更に徹底していく必要がある。

新型インフルエンザ等感染症については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画が策定されている。これらを踏まえ、運送事業者を含む事業者等は、対策の着実な実施に努める必要がある。

これに加えて、豪雨、台風、大雪等自然災害により事業者自身が被災し運休が生じる事案や、いわゆるソフトターゲットへのテロ対策の必要性が高まっている。令和7年に大阪・関西万博の開催等も見据え、自動車運送事業者等には早急かつ適切な対応が求められている。

そこで、実施要綱で示されている全省共通の重点点検事項及び自動車交通関係点検事項に加え、自動車交通における輸送の安全に関するこれらの状況等を勘案して、福岡運輸支局重点点検事項を設定し、全省共通重点点検事項と併せて重点的に総点検を実施する。

1. 期間

令和6年12月10日（火）～令和7年1月10日（金）

2. 点検事項

（1）物流・自動車局重点点検事項（※は全省共通重点点検事項）

- ① 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- ② 健康管理体制の状況（※）
- ③ 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況（※）
- ④ 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実

施状況

- ⑤ 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況（特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）
 - ⑥ 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況
- (2) 自動車交通関係点検事項（※は全省共通重点点検事項）
- ① 点呼の実施、運転者に対する指導監督（※）の実施状況
 - ② コンテナ輸送における安全対策の実施状況
 - ③ バスターミナル及び自動車道の保守点検の実施状況
 - ④ 自然灾害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況（※）
 - ⑤ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況（※）
 - ⑥ 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況（※）

3. 実施にあたっての留意事項

(1) 実施細目の決定

総点検の実施にあたっては、本実施計画及び別紙の安全総点検実施項目に基づき当支局において実施細目を定めるものとする。

(2) 事業者への指示事項

事業者に対しては、期間及び点検実施項目を示し、安全総点検を実施するよう指導することとし、その際、次の事項を指示するものとする。また、特に新規参入事業者、関係団体未加入事業者等において、総点検の趣旨を理解していない事業者も多いことから、研修や講習会、監査、適正化事業実施機関の巡回指導等の機会を通じて、事業者に総点検の趣旨や重要性について周知徹底を図るものとする。

- ① 総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては、総点検で確認された現場の状況を把握し、対応・措置の不備や不適切な取扱い等があった場合には、早期に適切な措置を行うこと。
- ② 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
- ③ 総点検の結果は、様式1-1から1-4により各協会あてに報告すること。また、各協会は、様式3-1により令和7年1月23日（木）までに当支局あて報告するものとする。

(3) 支局による事業者における点検事項実施状況の点検

① 支局による点検事項実施状況の点検のための立入検査（以下「立入検査」という。）については、事業者等への影響や総点検全体の効率的かつ効果的な実施を勘案した上で行うものとする。

なお、特に繁忙が著しい貨物事業者については、立入検査の実施時期を総点検実施期間に限らず前倒しする等、適宜実施するものとする。

② 立入検査の実施にあたっては、重点点検事項を踏まえ、点検対象事業者を絞り込むことにより、徹底した点検を行うものとする。

③ 事業者の本社のほか、現場機関も訪問するなどにより、全社的な総点検実施状況を把握するものとする。

④ 「2. 点検事項」に掲げる項目は最低限点検し、業態ごとの特徴を踏まえた更なる点検を行うよう努めるものとする。

（4）街頭車両検査等

支局は、独立行政法人自動車技術総合機構、関係行政機関等と調整の上実施し、必要な指導及び処分を行うものとする。

令和6年度 年末年始の輸送安全総点検実施細目(自動車交通関係)
(令和6年12月10日(火)～令和7年1月10日(金))

九州運輸局福岡運輸支局

令和6年11月14日

点検項目	事業者	販売店協会	自動車用品振興会	古自動車販賣協会	中古自動車販賣協会	第一貸切バス協会	軽自動車検査協会	個人タクシーアソシエーション	人間タクシーアソシエーション	技術検査機構	支局・事務所
1. 総点検実施状況の点検等											
(1) 運輸支局及び関係団体は、各事業者の総点検の実施状況について、点検及び指導を行いうるものとする。また、可能な限り、立ち入り検査の実施による点検状況に努めるものとする。なお、新規参入事業者、関係団体未加入事業者等において、終点検の趣旨を理解していない事業者も多いことから、研修や講習会の場を活用したり、監査、適正化実施機関の巡回指導等の機会を通じて、事業者に終点検の趣旨や重要性について周知徹底を図るものとする。											
(2) 事業者は、自ら終点検にのぞみ、不備事項が発見された場合は速やかに改善を行うとともに、輸送の安全を確保するため万全を期するものとする。	○										
2. 総点検実施における最高責任者の選任等											
(1) 事業者は、経営トップを終点検最高責任者として選任し、現場機関に任せることなく、実態に即した点検実施計画を定め、これに基づき総点検の取り組みを図らせることとする。	○										
(2) 運輸支局は、事業者に立ちつた際、総点検最高責任者の選任の有無、及びその職務の遂行状況について確認するものとする。	○										
3. 安全運行の徹底											
運輸支局及び関係団体は、事業者に対して「年末年始の輸送等」に関する安全総点検実施計画に基づき、次の事項について点検を実施するよう指導するものとする。また、事業者は、從業員に対しても同様の指導を行うものとする。	○										
① 重点点検事項											
イ 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況	○										
ロ 健康管理体制の状況	○										
ハ 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況	○										
ニ 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況	○										
ホ 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況(特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況)	○										
ヘ 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況	○										
② 点検事項											
イ 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況	○										
ロ コンテナ輸送における安全対策の実施状況	○										
ハ バスターミナル及び自動車道の保守点検の実施状況	○										
ニ 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況	○										
ホ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況	○										
ヘ 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な資材等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況	○										
4. 終頭検査											
(1) 運輸支局及び事務所は、独立行政法人自動車技術総合機構、関係行政機関及び関係団体と調整の上、街頭検査を実施し、整備不良車、不正改造車、過積載車両の排除に努めるものとする。	○										
5. 広報活動の推進											
(1) 運輸支局、事務所、関係団体及び事業者は、各種の広報媒体の積極的な活用を図り、終点検の趣旨や重要性について周知徹底に努めるものとする。	○										
(2) 運輸支局、事務所、関係団体及び事業者は、垂れ幕、立て看板、ポスター等を掲示し、一般及び職員等に対し、終点検の趣旨や重要性について周知徹底に努めるものとする。	○										
6. 総点検の結果報告											
(1) 事業者は、本運動終了後速やかに実施状況について報告するものとする。	○										
(2) 運輸支局及び関係団体は、適切な報告がなされよう指導するものとする。	○										

自主点検表(ハイタク)

事業所名: _____
点検実施日: _____

重 点 点 検 事 項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
2. 健康管理体制の状況			
(1)	定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)		
(2)	医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。		
(3)	「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。 ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示		
(4)	運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。		
(5)	脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)		
3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況			
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。		
4. 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況			
(1)	飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。		
(2)	運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(3)	「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」に基づき、運転者への飲酒運転対策の理解促進、アルコール依存症のスクリーニング検査の実施および日頃の点呼等を通じて、アルコール依存等の運転者の状態把握に努めているか。		
(4)	飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に乗務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(5)	覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(6)	運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒の有無など休息状況を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入れていない場合は○を記載。)		

様式1-2
(事業者用)

5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況			
(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が確実に実施されているか。		
(2)	自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。		
6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況			
(1)	気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「〇」を記載する。		
(2)	冬用タイヤの溝の深さが、タイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの確認を行っているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「〇」を記載する。		
(3)	大雪及び暴風雪に備え、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保が図られているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「〇」を記載する。		
点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況			
(1)	点呼の際、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確實に行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。		
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(4)	運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。		
(7)	交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。 ・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。 ・道路上には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。 ・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくれる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。		
(8)	路上横臥者との擦過事故等を防止するため、夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯(上向き)とすれ違い用前照灯(下向き)の小まめな切替えを励行すること。		

様式1-2
(事業者用)

4. 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況			
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
6. 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況			
(1)	ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。		
(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点 検 項 目	実施回数	備 考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。



ただいまの笑顔で今日も会えますように

(福岡県交通安全スローガン)

第76回小・中学生交通安全国画コンクール「小学生高学年の部最優秀賞」及び「飲酒運転撲滅特別賞」受賞作品
明治学園小学校5年 能美になさん



交通事故をなくす福岡県県民運動本部【福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会ほか】



年末の交通安全県民運動

運動期間 令和6年12月11日(水)~12月31日(火)



運動の
重点



夕暮れ時以降の交通事故防止
～横断歩道マナーアップ運動の推進～



飲酒運転の撲滅



自転車・特定小型原動機付自転車利用時の
ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底





夕暮れ時以降の交通事故防止

～横断歩道マナーアップ
運動の推進～

- 夕暮れ時の早めのライト点灯、夜間の対向車や先行車がない状況でのハイビームの活用に努めましょう。
- 横断歩道に横断者がいる時は、一時停止して横断者を優先させましょう。
- 夕暮れ時以降に外出するときは、反射材用品や明るい服装を着用しましょう。
- 横断する時は、車が確実に停止するのを待ち、近くに横断歩道がある時は、必ず横断歩道を利用し、横断中も周囲の安全を確認しましょう。
- 高齢者は加齢に伴う身体機能の変化を理解し安全な交通行動を心掛けましょう。



飲酒運転の撲滅

- 飲酒するときの体調と翌日の運転予定を考えて、「適正飲酒」を心掛けましょう。
- 二日酔い運転しないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。
- 飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。
- 飲酒運転を見掛けたら必ず110番通報しましょう。



自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 自転車・特定小型原動機付自転車に乗る際はヘルメットを着用しましょう。
- 自転車・特定小型原動機付自転車は車両であり、車道通行が原則、歩道は例外です。交通ルールを守り、歩道では必ず歩行者を優先しましょう。
- 自転車保険に必ず加入しましょう。
- 「自転車安全利用五則」(※)を守りましょう。
- 特定小型原動機付自転車の正しい知識と交通ルールを理解し、安全に利用しましょう。

※自転車安全利用五則 ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
③夜間はライトを点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用



令和6年11月1日 道路交通法と飲酒運転撲滅条例が改正! ～自転車の危険な運転はダメ!ゼッタイ!～

●「道路交通法」改正

自転車の「運転中のながらスマホ」「酒気帯び運転及び帮助」に対して新しく罰則が整備されました。

●「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」改正

自転車で酒気帯び運転をすると、飲酒行動に関する指導やアルコール依存症に関する診察を受ける義務などの対象になります。



年末の交通安全
県民運動について



自転車の交通安全
(道路交通法改正など)について



飲酒運転撲滅条例
改正について



令和6年1月27日

福岡県における白タク行為に係る対策会議構成員 各位

福岡県における白タク行為に係る
対策会議事務局（福岡運輸支局）

第8回 福岡県における白タク行為に係る対策会議の開催について

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、福岡県においては、平成30年8月に「福岡県における白タク行為に係る対策会議（以下、対策会議）」を発足し、白タク行為の防止に向けてこれまで対策の検討等を行って参りました。

昨今、訪日外国人観光客が大幅に増加しており、また、今年10月には、県内において白タク行為の疑いで中國籍の男3人が逮捕されるなど、引き続きの対策が求められているところです。

こうしたことから、今年度の取組方針等を検討するにあたり、皆様から広くご意見等頂戴すべく、下記のとおり対策会議を開催することとしましたので、お知らせいたします。

つきましては、出欠の可否について 別紙1「出欠票」により、また、白タク防止に向けた個別の取組事例がございましたら 別紙2により、令和6年12月10日までにご回答いただきますようお願いします。

＜回答先：事務局 幸田 (kohda-k635a@mlit.go.jp)、柳井 (yanai-t04r6@mlit.go.jp) ＞

なお、別紙2にていただいた個別の取組事例につきましては、対策会議の場で紹介させていただく予定としておりますので、あらかじめご承知おき下さい。

皆様におかれましては、御多忙のこととは存じますが、会議の趣旨をご理解のうえ、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 日時：令和6年12月20日（金）午前10時00分から
2. 場所：福岡合同庁舎 新館7F 災害対策本部室（福岡市博多区博多駅東2-11-1）
※入退館の方法等は、別添1及び2よりご確認ください
3. 議題
 - (1) これまでのふり返り
 - (2) 今年度の活動方針
 - (3) その他（ご意見、ご要望、個別の取組状況等）

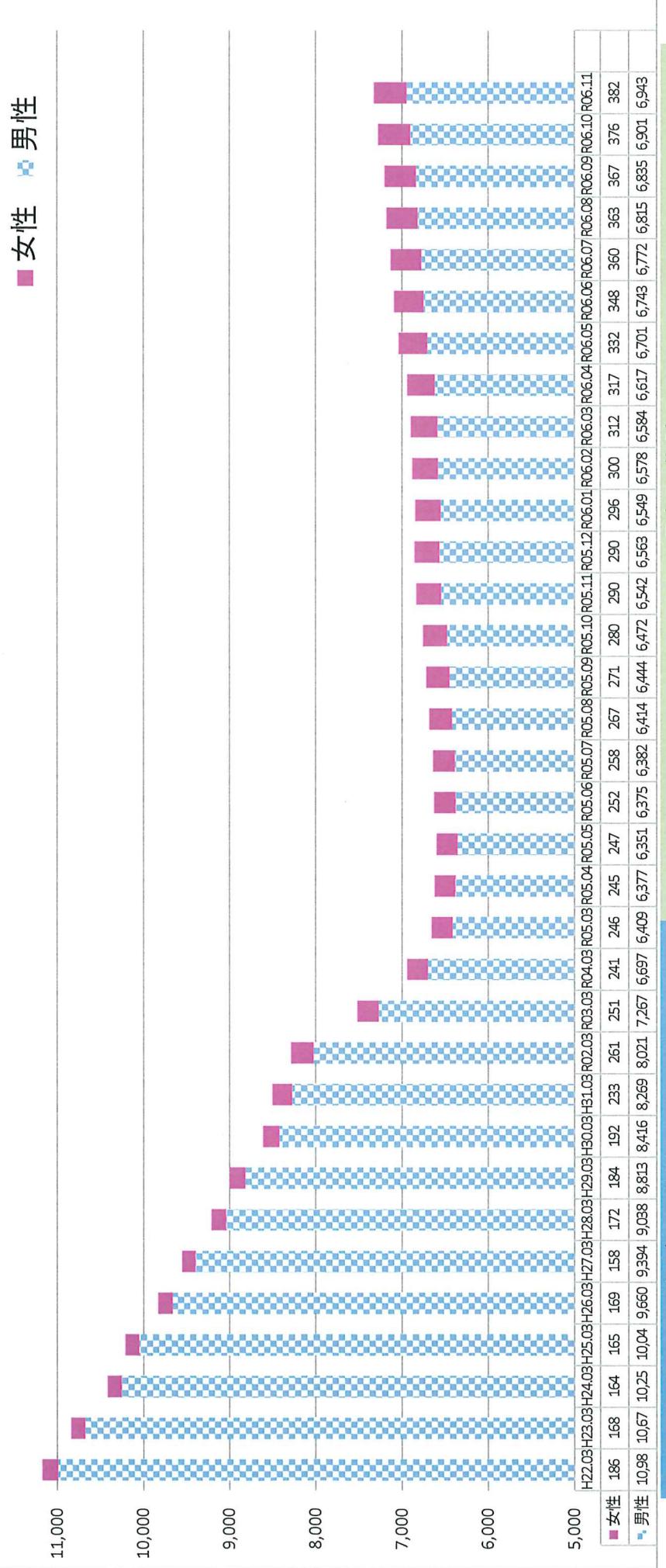
【事務局】

九州運輸局福岡運輸支局 監査部門 担当：幸田、柳井
TEL：092-673-1195（ガイダンス1）
FAX：092-673-1197

令和7年度UD研修予定表

第34回	2025年5月15日(木)
第35回	2025年7月17日(木)
第36回	2025年9月18日(木)
第37回	2025年11月20日(木)
第38回	2026年1月22日(木)
第39回 (予備日)	2026年2月19日(木)

月別の運転者証交付者数（登録センターデータ）



令和6年12月 日

各 位

一般社団法人 福岡市タクシー協会
福岡タクシー登録センター
事 務 局

年末年始の業務についてお知らせいたします。

年内の業務については12月27日（金）12：00まで、
年始については1月6日（月）より通常業務と致します。

なお、運転者証事務手続きも、
12月27日（金）の11：00迄とさせていただきます。

年末年始期間中に運転免許証や運転者証の更新忘れないよう、
点呼の際に注意をお願いします。

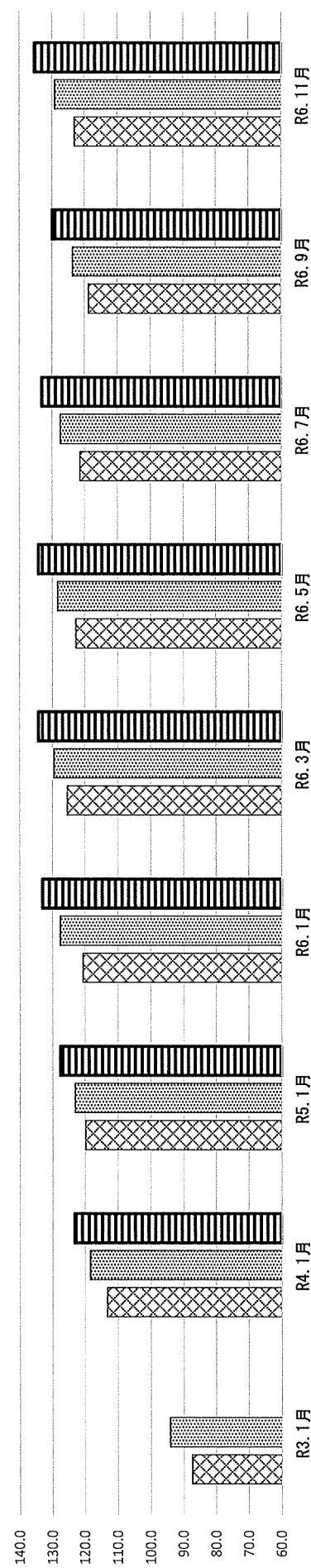
オートガスの価格の推移

単位：円／リッター

都道府県 政令指定都市	令和3年1月		令和4年1月		令和5年1月		令和6年1月		3月		5月		7月		9月		11月		
	一般掛売 店頭(現 り価格 金)価格	店頭(現 り価格 金)価格																	
福岡	87.4	94.2	113.3	118.4	119.8	123.0	120.6	127.7	125.5	129.5	122.7	128.4	121.4	127.5	118.8	123.7	123.0	129.1	
(うち福岡市)	-	-	121.0	123.2	125.4	127.6	130.9	133.1	132.0	134.2	132.0	134.2	130.9	133.1	127.6	129.8	133.1	135.3	
(うち北九州市)	98.5	99.0	118.0	119.2	119.4	120.5	123.9	125.5	126.3	127.7	119.4	123.9	117.3	121.8	114.1	118.6	118.3	122.8	
佐賀	80.0	84.1	100.9	104.7	104.8	106.1	107.5	111.2	108.9	112.3	109.5	111.1	108.6	111.4	107.2	111.1	105.3	107.7	
長崎	97.1	100.0	114.9	117.8	123.5	125.8	124.9	127.8	126.6	130.1	126.6	128.3	125.6	128.2	125	127.6	127.9	129.7	
熊本	98.4	103.8	130.4	132.1	130.6	139.5	129.8	133.4	133.2	136.9	133.2	136.0	124.3	134.7	120.8	130	125.2	134.7	
(うち熊本市)	103.4	105.5	126.5	125.1	129.8	129.2	124.0	124.5	132.5	132.5	138.6	132.8	132.8	110.8	130.8	105.6	121.5	113.0	128.5
大分	75.7	82.1	98.7	104.2	104.4	111.0	115.1	121.4	118.0	123.2	117.2	122.7	117.3	123.5	113	119	118.6	124.6	
宮崎	88.0	97.9	110.0	114.9	112.7	119.8	117.5	123.7	117.6	124.5	118.0	124.3	119.3	125.5	116.8	122.5	116.7	122.8	
鹿児島	96.2	100.0	119.7	121.9	127.8	126.8	129.7	130.3	132.0	133.8	133.7	133.3	132.8	132.8	133.2	133.2	133.3	133.3	
九州	87.9	93.8	112.3	116.2	116.9	121.0	120.8	125.7	123.8	127.5	122.7	126.5	121.9	126.8	119.1	124	121.8	126.7	
沖縄	78.2	77.5	101.5	98.8	101.3	101.3	101.0	101.0	102.3	102.3	109.0	109.0	108.8	108	106	106	107.0	107.0	
全国	84.3	90.7	105.6	111.2	109.7	118.1	113.5	120.7	115.1	122.0	115.0	121.8	114.2	121.5	112.4	119.7	114.4	122.0	

福岡県オートガスの価格の推移

140.0



R6.11月

本資料は、一般財団法人日本エネルギー経済研究所の附置機関・石油情報センターホームページから抜粋したもの

【重要】

令和6年11月19日

関係事業所 各位

一般社団法人福岡市タクシー協会

中洲地区対策自主ルール違反率表の事前通知（事務連絡）

◆令和6年10月16日～令和6年11月15日までの1ヶ月間◆

標記については、理事会決定を受け、平成28年8月10日付「福市タ協発第40号」通達に基づき、ペナルティ制度を適用させて頂きます。

上記期間中のルール違反率表を関係事務所宛に金額請求（10月分）及び乗り場利用権停止（12月）前に別紙の通り参考通知させて頂きます。

記

1. ペナルティ制度の変更点

(1) 乗り場利用権停止

- ・法人事業者は、違反率30%以上の高順位事業者とする。
- ・個人組合は、個人事業者の一車両違反総件数5件以上とする。
- ・違法駐停車に係る支局通知分に基づく特例処分と中洲分の処分が競合した場合は、支局特例処分を優先し、中洲分の処分は次回以降に繰り越すこととする。

(2) 制裁金

- ・毎月の警備員委託経費1万円+

法人事業者及び個人タクシー協同組合は、
1位～10位については、増額2万円
11位～20位については、増額1万円
21位～30位については、増額5千円

※(1)・(2)については、最終同位率は、繰り上げ方式を採用する。

追伸

今後、継続的に本制度が適用されていきますので、ご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げます。

担当	事務局	石 橋 浩 司	電話	434-5115
以上				

■ 中洲対策 ルール違反件数一覧(福岡交通圏事業者)

非会員含む

違反パーセントの高い順番一覧表

令和6年10月16日～令和6年11月15日に指導員、協会関係者、監視員による違反チェック数

※法人の保有台数は、令和6年2月現在(福岡運輸支局)←特定地域減休車前参照

⇒但し、上記以降に譲渡譲受があった場合は、支局より報告があつた時点で反映

※個人協組の保有台数は令和6年2月現在(協会会員名簿資料)

※乗車は、1件につき、5件扱い

順位	会社名	違反件数		保有台数	違反率
		当月	前月		
1	(有)共働タクシー	18	18	61	29.5082%
2	藤丸タクシー(株)	7	3	25	28.0000%
3	多々良タクシー(有)	5	0	20	25.0000%
3	二日市交通(株)	6	4	24	25.0000%
5	(有)明星タクシー	6	1	25	24.0000%
5	西福岡タクシー(株)	6	0	25	24.0000%
7	(有)ワーカースコープタクシー福岡	6	1	26	23.0769%
8	文化タクシー(株)	14	7	67	20.8955%
9	新協第一交通(株)	8	8	48	16.6667%
9	永楽交通(株)	7	8	42	16.6667%
11	(株)姪浜タクシー	14	2	85	16.4706%
12	(株)大和自動車	6	11	40	15.0000%
13	ラッキー自動車(株)	14	2	128	10.9375%
14	五十川タクシー(有)	5	4	47	10.6383%
15	第一交通(株)	4	4	39	10.2564%
16	福岡第一交通(株)	27	27	264	10.2273%
17	(株)ラッキー1	12	21	150	8.0000%
18	(株)春吉タクシー	4	3	54	7.4074%
19	日新交通(株)	8	5	109	7.3394%
20	(有)弥生タクシー	2	7	28	7.1429%
21	(株)トマト交通	7	0	101	6.9307%
22	オーケータクシー(株)	2	1	31	6.4516%
23	安全タクシー(株)	1	1	16	6.2500%
24	福岡交通(株)	12	26	197	6.0914%
25	東栄タクシー(株)	3	7	50	6.0000%
26	サンタクシー(株)	2	1	34	5.8824%
27	(有)寿タクシー	3	8	55	5.4545%
28	福岡東第一交通(株)	2	1	39	5.1282%
29	九州交通(株)	2	1	43	4.6512%
30	福岡西鉄タクシー(株)	9	23	198	4.5455%

順位	会社名	違反件数		保有台数	違反率
		当月	前月		
31	(有)三愛タクシー	1	0	23	4.3478%
32	千日交通(株)	1	3	25	4.0000%
33	西日本個人タクシー協組	23	19	583	3.9451%
34	(株)にわかタクシー	1	0	26	3.8462%
35	大池タクシー(株)	1	4	28	3.5714%
36	早良第一交通(有)	2	1	57	3.5088%
37	(株)国際タクシー	1	0	30	3.3333%
37	福和タクシー(株)	1	0	30	3.3333%
37	双葉交通(株)	2	1	60	3.3333%
40	(株)古賀タクシー	1	0	33	3.0303%
41	福岡個人タクシー協組	17	16	577	2.9463%
42	日本観光交通(株)	1	0	34	2.9412%
43	西日本自動車(株)	5	19	175	2.8571%
43	(株)花園タクシー	1	0	35	2.8571%
45	(有)南国セイブタクシー	1	2	36	2.7778%
46	天神タクシー(株)	1	0	40	2.5000%
46	(有)大鵬タクシー	1	6	40	2.5000%
48	ハッピータクシー(株)	1	5	42	2.3810%
49	福岡南国交通(株)	2	3	85	2.3529%
50	(株)シティタクシー	1	1	46	2.1739%
51	親和交通(株)	1	14	50	2.0000%
51	(有)福運タクシー	1	0	50	2.0000%
53	飯倉タクシー(株)	1	1	61	1.6393%
54	安川タクシー(株)	1	3	67	1.4925%
55	福岡昭和タクシー(株)	1	0	69	1.4493%
56	博多個人タクシー協組	1	4	121	0.8264%
57	第一タクシー(有)	0	5	22	0.0000%
57	花鶴タクシー(有)	0	0	24	0.0000%
57	合屋タクシー(株)	0	0	25	0.0000%
57	(株)木村タクシー	0	0	23	0.0000%
57	篠栗交通(株)	0	1	26	0.0000%
57	新宮タクシー(株)	0	0	21	0.0000%
57	(有)今泉交通	0	0	23	0.0000%
57	東部タクシー(株)	0	0	26	0.0000%
57	なのはな(株)	0	0	22	0.0000%
57	(株)福岡ハイヤーサービス	0	0	49	0.0000%
57	毎日交通(株)	0	1	50	0.0000%
57	祐徳自動車(株)	0	0	66	0.0000%

順位	会社名	違反件数		保有台数	違反率
		当月	前月		
57	(企)三興タクシー	0	6	30	0.0000%
57	平和交通(株)	0	1	21	0.0000%
57	福岡自動車(株)	0	0	22	0.0000%
57	(株)西部交通(共栄)	0	1	34	0.0000%
57	(株)藤丸交通	0	4	16	0.0000%
57	(株)第一交通	0	6	40	0.0000%
57	(株)ニッシン	0	0	35	0.0000%
57	(有)小笹タクシー	0	0	31	0.0000%
57	丸徳タクシー(株)	0	0	28	0.0000%
57	(有)玄海タクシー	0	0	25	0.0000%
57	小笹交通(株)	0	0	35	0.0000%
57	(有)周船寺タクシー	0	1	23	0.0000%
57	(有)さくらタクシー	0	0	27	0.0000%
57	玄洋交通(有)	0	5	31	0.0000%
57	南部タクシー(有)	0	0	20	0.0000%
57	清流タクシー(有)	0	0	58	0.0000%
57	(有)亜細亜タクシー	0	0	15	0.0000%
57	(有)小笹自動車	0	0	32	0.0000%
57	高砂タクシー(株)	0	1	41	0.0000%
57	昭和自動車(株)	0	0	30	0.0000%
57	福博タクシー(有)	0	0	45	0.0000%
57	(有)太宰府タクシー	0	0	32	0.0000%
57	板付交通(株)	0	0	31	0.0000%
57	(有)つくしの交通	0	0	22	0.0000%
57	日本交通産業(株)	0	3	31	0.0000%
57	福岡中央個人タクシー協組	0	0	27	0.0000%
57	福博個人タクシー協組	0	0	17	0.0000%
		293	342	5670	

MKタクシー	680	592	50	1360.0000%
パンダタクシー	380	400	89	426.9663%
おかさぎタクシー	92	56	28	328.5714%

■ 中洲対策 ルール違反件数の多い個人タクシー事業者

令和6年10月16日～令和6年11月15日の間、監視員による違反チェック数

順位	所属組合	車番	件数(総ポイント数)	備考
1	福岡個人タクシー協同組合	い7008	5	
1	西日本個人タクシー協同組合	あ1710	5	

重要

福市タ協発 31号

令和6年11月19日

会員各位

一般社団法人福岡市タクシー協会
会長 安川 哲史
交通対策指導委員長 中井 一貴

福岡運輸支局通報駐停車の特例処分及び中洲自主ルール違反制裁処分について

標記については、下記の通り決定致しましたので、通知致します。

- ① 駐停車違反に係る福岡運輸支局から令和6年10月通知分（令和6年8月違反分）に伴う、協会・特例処分を令和6年10月21日付けで決定
- ② 中洲違反率累積算出期間令和6年9月16日～令和6年10月15日までの1ヶ月期間
※①と②が競合した場合は、①を優先し、②は次回処分繰り越しとする。

記

1. 乗り場利用権停止期間

令和6年12月1日（日）～同年12月30日（月）迄の30日間

2. 乗り場利用権停止法人事業社及び個人事業者

- ① 駐停車違反に係る福岡運輸支局通知に基づく特例処分
なし

- ② 夜間における中洲地区自主ルール違反率高順位事業者及び個人事業者
【個人】

（福岡個人タクシー協同組合）

- | | |
|-------------|----------|
| ・福岡530え・315 | 【山繁タクシー】 |
| ・福岡330あ1433 | 【観音タクシー】 |

3. 駐停車違反に係る福岡運輸支局通知に基づく特例処分「会長警告」
なし

4. 駐停車違反に係る福岡運輸支局通知に基づく特例処分「指導委員長警告」
なし

以上

違法駐停車違反・喫煙違反一覧表

【処分対象違反期間 令和6年10月16日～令和6年11月15日】

調査日	会社番号	会社名	無線番号	車両番号	時間	能様	違反場所	制裁委員会日
10月16日	56	(株)大和自動車		7104	12:11	駐停車	大丸天神店北側（8分）	
10月17日	56	(株)大和自動車		7104	12:11	駐停車	大丸天神店北側（3分）	
10月17日	54	(株)明星タクシー		1478	10:23	駐停車	大丸天神店北側（3分）	
10月23日	25	(株)シティタクシー		5667	11:48	駐停車	ソラリアステージ前（3分）	
10月25日	3	第一タクシー(有)		6739	11:07	駐停車	ソラリアステージ前（3分）	
10月28日	86	ハッピータクシー(株)		6402	11:39	駐停車	大丸エルガーラ北側（6分）	
10月28日	69	千日交通(株)		4216	11:46	駐停車	大丸天神店北側（7分）	
10月29日	7	東栄タクシー(株)		4214	10:14	駐停車	ソラリアステージ前（7分）	12月9日
10月29日	52	福岡第一交通(株)		5402	11:38	駐停車	大丸天神店北側（3分）	
10月30日	79	飯倉タクシー(株)		6892	11:10	駐停車	愛眼ビル前（3分）	
10月31日	83	永楽交通(株)		112	11:34	喫煙	福岡朝日ビル前	
11月6日	113	博多個人タクシー協組	あ・625		12:17	駐停車	大丸天神店北側（8分）	
11月6日	113	博多個人タクシー協組	い1188		12:24	駐停車	大丸天神店北側（4分）	
11月12日	5	多々良タクシー(有)		5126	12:21	駐停車	ソラリアステージ前（3分）	
11月14日	96	板付交通(株)		1732	9:52	喫煙	中比恵公園横	

違反件数

15 件

ペイペイドーム タクシー乗り場自主ルール違反一覧表

【処分対象違反期間 令和6年10月16日～令和6年11月15日】

調査日	会社番号	会社名	車番	時間	現認場所	制裁委員会日
						12月9日

途中実車違反件数

0 件